

港湾施設使用料【プレジャーボートの係留のための目的外使用による場合】

令和7年(2025年)6月現在

| 区 分          | 単 位                  | 金 額  |
|--------------|----------------------|------|
| 国際拠点港湾及び重要港湾 | 一隻船舶の長さ一メートルにつき一月当たり | 320円 |
| 地方港湾         |                      | 300円 |

備考

- 船舶の長さとは、次のイからハまでに掲げる長さの合計をいう。
  - イ 係留するプレジャーボートの船舶の長さ
  - ロ プレジャーボートの係留の用に供する棧橋及び渡橋の長さ
  - ハ プレジャーボートの係留に伴い必要となる通船及び物置船の長さ
- 前号の船舶の長さに一メートルに満たない端数があるときは、当該端数を一メートルとみなして使用料を計算する。
- 使用期間が一月に満たないとき又は使用期間に一月に満たない端数があるときは、当該一月に満たない使用期間又は当該一月に満たない端数の期間を一月とみなして使用料を計算する。